

# 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（抜粋）

## 基本理念

住民の生活の質の維持及び向上、良質かつ適切な医療の効率的な提供体制を確保し、持続可能な医療保険制度の確保を図る

## 第四期医療費適正化計画における目標・取り組むべき施策

### 1 住民の健康の保持の推進

- ① 特定健康診査の実施率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
- ④ たばこ対策
- ⑤ 予防接種
- ⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進
- ⑦ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
- ⑧ その他予防・健康づくりの推進

### 2 医療の効率的な提供の推進

- ① 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進
- ② 医薬品の適正使用の推進
- ③ 医療資源の効果的・効率的な活用
- ④ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

## 医療費の見込み

都道府県は、国が提供する推計ツール（入院・入院外それぞれで算出）により医療費の見込みを算出する

※ 都道府県独自の合理的な方法により算出することとしても差し支えない

## 他計画との関係

関連する他の計画との調和を図る

## 計画の作成・達成状況の評価

- 計画は6年を一期として作成する
- 目標達成に向けて、保険者協議会を通じて関係者に協力を求めることができる
- 年度ごとに進捗状況を公表するよう努め、令和11年度に計画の進捗状況に関する調査・分析を行う
- 令和12年度に、保険者協議会の意見を聴いた上で、目標の達成状況を中心とした実績評価を行う

## 国、都道府県、保険者等及び医療の担い手等の役割

医療費適正化の取組については、国、都道府県、保険者等及び医療の担い手等がそれぞれの役割の下、推進していく必要がある

# 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針

## 第四期医療費適正化計画における目標・取り組むべき施策

### 1 住民の健康の保持の推進

#### 都道府県において達成すべき目標

#### 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策

#### ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

全国目標である70%以上（令和11年度）を踏まえて設定

○ アウトカム評価の導入、ICTの活用等により実施率の向上及び更に効果的かつ効率的な取組の実施が期待される特定健康診査等について、実施主体である保険者に対して地域の疾病状況や実施率の向上に向けた情報を提供

#### ② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

全国目標である45%以上（令和11年度）を踏まえて設定

○ 市町村が行うがん検診等各種検診との同時実施等に関する効果的な周知について技術的助言

○ 特定健康診査等に携わる人材育成

#### ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

全国目標である25%以上の減少（平成20年度と比べた令和11年度時点）を踏まえて設定

○ 保険者協議会を通じた保健事業の共同実施等の取組の推進

○ 健康増進に関する普及啓発、情報提供 等

#### ④ たばこ対策に関する目標

○ 保険者等、医療機関、薬局等と連携した普及啓発の促進 等

#### ⑤ 予防接種に関する目標

○ 接種率向上に向け、実施主体である市町村等が行う普及啓発等の支援

○ 感染症の発生動向の調査及び情報の公開 等

#### ⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

○ 市町村や保険者等、医療関係者等と連携し、重症化予防事業を横展開

○ 広域連合が高齢者の特性に応じた保健事業の取組を推進するため、保険者協議会を通じて必要に応じて支援や助言

#### ⑦ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進に関する目標

○ 広域連合と市町村が一体的実施を推進するための取組の支援

- ・ 専門的見地等からの支援・広域連合や国保連と連携した事業の取組結果に対する評価・分析
- ・ 好事例の横展開・医療関係団体等に対する広域連合と市町村への技術的な援助の要請 等

#### ⑧ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

○ 保険者協議会を通じて、保険者等の取組の実態を把握するとともに、効果的な取組を広げていくことについて、保険者等と協力

- ・ 加入者や住民に対して、健康情報を分かりやすく伝える取組
- ・ 個人の健康づくりに向けた自助努力を喚起する等予防・健康づくりの取組 等

# 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針

## 第四期医療費適正化計画における目標・取り組むべき施策

### 2 医療の効率的な提供の推進

#### 都道府県において達成すべき目標

#### 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策

#### ①後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標

##### 【後発医薬品の使用促進】

新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定  
※現時点で80%に達していない場合は、当面の目標として、可能な限り早期に80%以上を目標とすることが望ましい

##### 【バイオ後続品の使用促進】

国において、バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にする（令和11年度）という目標が設定されたことを踏まえて設定

#### ②医薬品の適正使用の推進に関する目標

○後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進策等

##### 【後発医薬品】

○医療関係者、保険者等や都道府県担当者等が参画する、後発医薬品の使用促進に関する協議会を活用して、普及啓発等に関する施策を策定・実施

○後発医薬品の薬効別の使用割合のデータ等を把握・分析することにより、使用促進の効果が確認されている差額通知の実施等の保険者等による取組を支援

○医薬品の適正使用の効果も期待されるフォーミュラリについて、医療関係者に対して「フォーミュラリの運用について」の周知をはじめとした必要な取組

##### 【バイオ後続品】

※具体的施策の記載はない

##### 【重複投薬】

○保険者協議会を通じて保険者等による重複投薬の是正に向けた取組の支援

○医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進

○処方医と連携したかかりつけ薬剤師・薬局による取組の推進 等

##### 【複数種類の医薬品の投与】

○保険者協議会を通じた医薬品の適正使用に係る施策の推進

・複数種類の医薬品の投与を受けている患者に対する保険者等による医療機関及び薬局と連携した服薬状況の確認及び併用禁忌の防止の取組 等

○高齢者に対する6種類以上の投与を目安として取り組む等、取組の対象を拡大

# 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針

## 第四期医療費適正化計画における目標・取り組むべき施策

### 2 医療の効率的な提供の推進

#### 都道府県において達成すべき目標

#### 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策

#### ③ 医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標

○ 保険者協議会等における、地域における医療サービスの提供状況についての把握・検討や、その結果に基づく住民や医療関係者に対する普及啓発等を実施

#### 【効果が乏しいというエビデンスがある医療】

○ 急性気道感染症や急性下痢症に対する抗菌薬処方の適正化

- ・ A M R 臨床リファレンスセンターが提供する資料等を活用した住民に対する普及啓発
- ・ 医療関係者に対する手引きの周知 等

#### 【医療資源の投入量に地域差のある医療】

○ 外来での実施状況に地域差があることが指摘されている白内障手術や外来化学療法の適正化

- ・ 不足している診療科の医師確保支援
- ・ がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備
- ・ 医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等

○ リフィル処方箋について、分割調剤を含むその他の長期処方と合わせて必要な取組

#### ④ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進に関する目標

○ 市町村における在宅医療・介護連携推進事業の取組の支援

- ・ 管内の課題の把握
- ・ 必要なデータの分析・活用支援
- ・ 管内の取り組み事例の横展開
- ・ 関係団体との調整 等

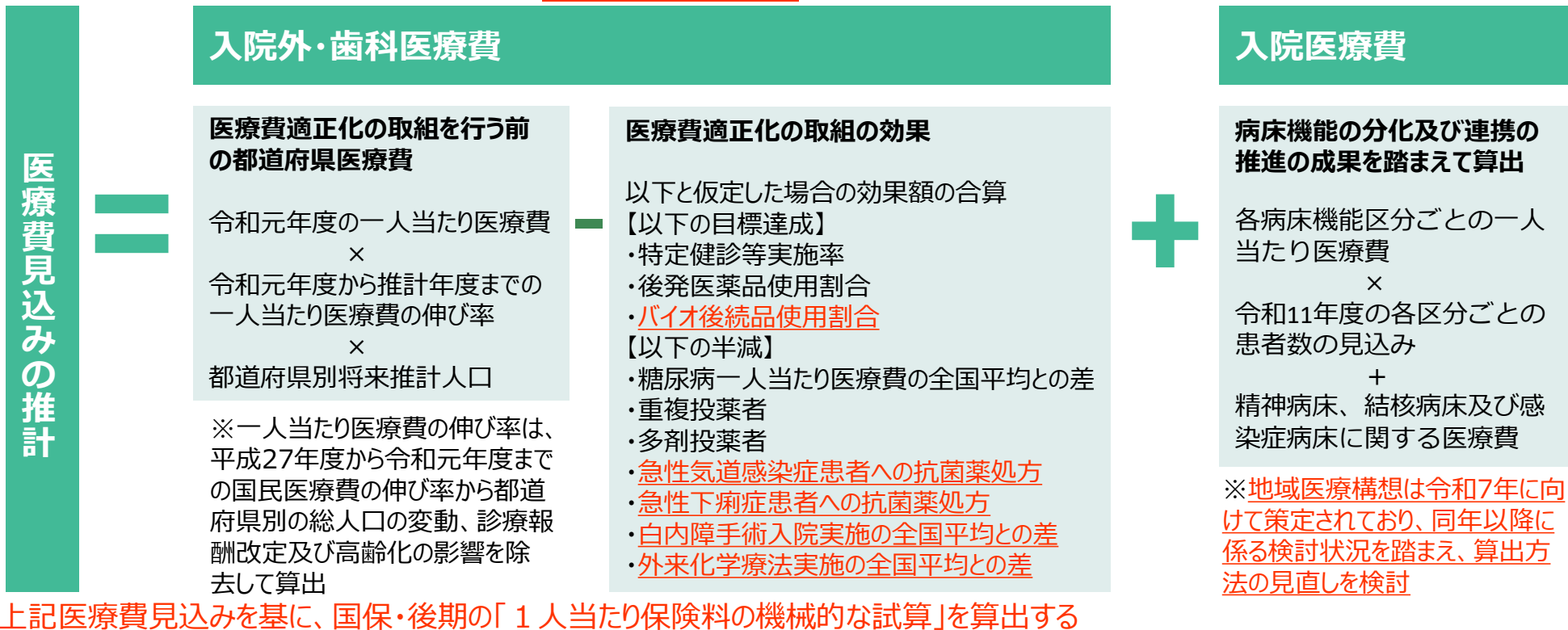
○ 高齢者の大腿骨骨折等の骨折対策

- ・ 骨粗鬆症健診の受診率の向上
- ・ 骨折手術後の早期離床の促進
- ・ 退院後の継続的なフォローアップ
- ・ 二次性骨折を予防するための体制整備 等

# 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針

## 医療費の見込み

- 医療費見込みの推計は、下記計算式により、制度区分別・年度別に算出する



## 他計画との関係

- 健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画、国民健康保険運営方針と調和がとれたものとする
- これらの計画に定める内容について、医療費適正化計画と重複する場合には、当該計画の関係する箇所における記述の要旨又は概要を掲載することや、都道府県医療費適正化計画と一体的に作成することとしても差し支えない
- 国民健康保険運営方針の財政見通しにおいて医療費適正化計画の医療費の見込みを用いること等により調和を図ることが望ましい

# 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針

## 計画の作成・達成状況の評価

- 計画作成
  - 保険者協議会等の場を活用し、関係者の意見を踏まえた取組を進めることが重要
  - ※関係者の意見を反映させる場の設置、市町村・保険者等・医療の担い手等との連携
- 目標達成に向けた関係者の連携・協力
  - 都道府県は、保険者等、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる
  - 例）後発医薬品の使用割合が低い保険者等に、使用割合向上のための改善策の提出を要請
  - 医療関係団体に対して、医療機関に対する抗菌薬適正使用の周知を要請
- 進捗管理
  - 目標の達成が困難と見込まれる場合 又は医療費が医療費の見込みを著しく上回ると見込まれる場合には、その要因を分析し、必要に応じ、当該要因を解消するために取り組みべき施策等の内容について見直しを行った上で、必要な対策を講ずるよう努める
- 実績評価
  - 計画に定めた施策の取組状況及び目標値の達成状況並びに 令和11年度の市町村国保及び後期高齢者医療制度の1人当たり保険料の機械的な試算について分析を行うことが望ましい

## 国、都道府県、保険者等及び医療の担い手等の役割

- 国の取組
  - ・バイオ後続品について、令和5年度に実態調査等を行い、その結果を踏まえて、成分ごとの普及促進策を具体化するとともに、実施に向けた対応を進める
  - ・「効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療」や「医療資源の投入量に地域差がある医療」について、エビデンス等を継続的に収集・分析し、都道府県が取り組むべき目標等の追加を検討
- 都道府県の取組
  - 目標達成に向けて、保険者等、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たす
- 保険者等の取組
  - 特定保健指導にアウトカム評価を導入すること等を踏まえ、効果的・効率的な実施を図るほか、データヘルス計画に基づく事業を実施
- 医療の担い手等の取組
  - 医療の担い手等による取組の推進のため、保険者協議会への医療関係者の参画を促進する